

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年11月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
富谷レインボープラザ
黒川郡富谷町ひより台二丁目37
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社エスシーシー 代表取締役社長 蓑口 一実
東京都杉並区西荻窪南三丁目14番7号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 騒音について、騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は届出が必要になりますので承知されたい。
 - (2) 廃棄物について、適切な処理に努められたい。
 - (3) 防犯対策について、営業時間が24時間に変更されたことから、なお一層の自主的対応策を講じられたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び大和町役場
- 6 縦覧期間
平成18年11月6日から平成18年12月6日まで（ただし、閉庁日を除く。）